

新型コロナ感染対策フローチャート（職員が感染疑い）

職員：出社前に必ず検温を！！

① **発熱などの風邪症状がある。**

② 咳、倦怠感があり、いつもと違う：風邪等の症状、消化器症状、嗅覚・味覚障害等がある

① **出社せず早めに**管理者等へ連絡する。
② 当日は休み、1日様子をみる。

勤務調整

（必要時、総務課へ連絡する。）

当日の夕方、様子を管理者等へ報告する。

翌日、熱がない場合も、管理者等に相談して出社を決定する。
自己判断で出社しない。

翌日以降、症状が改善しない時は自宅で療養し、**早めに**管理者等へ連絡する。

勤務調整
総務課へ連絡する。

相談・受診について

① 「相談・受診の目安（次ページ）」や「疑似症」の定義に当てはまる場合
咳エチケットを確実に実施した上で、速やかに居住地の保健所（帰国者・接触者相談センター）に相談する。相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合は、「帰国者・接触者外来」を紹介される。

伊丹健康福祉事務所：072-785-9437（平日 9時～17時30分）

兵庫県コールセンター：078-362-9980（休日、夜間 17時30分～翌9時）

② 「相談・受診の目安」や「疑似症」の定義に当てはまらない場合
かかりつけ医に相談の上、咳エチケットを実施して受診する。

PCR検査等を受けた場合は判定が出るまで自宅で待機する。

検査結果を管理者等へ報告する。

相談・受診の目安

少なくとも以下のいずれかに該当する場合は、すぐに相談する。

(これらに該当しない場合の相談も可能)

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ②重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ③上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

感染が疑われる者（現時点の目安で、変更の可能性があります）

- ①社会福祉施設等の利用者及び職員等であって、上記「相談・受診の目安」に該当する者。
- ②医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者。

なお、新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合には、保健所の指示に従い、「濃厚接触者」を特定していくこととなりますが、その定義は以下の通りです。

- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）※」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

※患者（確定例）とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指します。